

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020 年 11 月 27 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 東京都新宿区西新宿八丁目 5 番 1 号
不動産投資信託証券発行者名 野村不動産マスターファンド投資法人
(コード：3462)

代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 執行役員

(署 名)

吉田 修平

本投資法人の執行役員である吉田 修平は、本投資法人の 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの第 10 期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。投信法においては、資産の運用、資産保管その他の業務を一定の他の者に委託しなければならないこととされております。第 10 期計算期間の決算日時点において、本投資法人は、資産の運用に係る業務等を野村不動産投資顧問株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務を三井住友信託銀行株式会社、投資主名簿管理等に係る一般事務及び機関運営に係る一般事務を三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下、「経理等一般事務受託者」といいます。）に、投資法人債に係る一般事務を株式会社三菱 UFJ 銀行及び株式会社三井住友銀行に、それぞれ委託しており、また下記 2. 及び 3. のとおり、資産運用会社は有価証券報告書の作成に係る情報集約と内容の正確性の確保に努めています。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は、経理等一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、資産運用会社が把握している有価証券報告書作成に必要なすべての情報を盛り込んだ有価証券報告書の原案を下記 3. のとおり資産運用会社の NMF 運用グループファンドマネジメント部が作成し、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について法律事務所及び税理士法人による助言並びに財務諸表について会計監査人による監査を受け、提出しております。

3. 有価証券報告書の適正性の裏付けとなる社内体制（業務執行体制、内部監査体制等）の整備・運用状況

本投資法人は、有価証券報告書の作成にかかる業務を資産運用会社に委託しており、資産運用会社では、当該業務を適切に遂行すべく、「業務分掌規程」及び「資産運用ガイドライン」において所要の事項を定め、当該業務を所管する部署を NMF 運用グループファンドマネジメント部としております。

資産運用会社の NMF 運用グループファンドマネジメント部では、経理等一般事務受託者から提出される会計帳簿及び資産運用会社の役職員から受領した本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、金融商品取引法、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の関係法令に従い、有価証券報告書の原案を作成し、関係部署との十分な討議を経た上で、資産運用会社の NMF 運用グループ統括部長の承認を得ることとなっております。その上で、本投資法人は資産運用会社より、有価証券報告書の適正性に関して問題ない旨の報告を受けております。

なお、資産運用会社では、内部監査規程に基づき、監査部長を内部監査実施の責任者として定期的に継続して内部監査を実施し、上記の体制を含む内部管理態勢等の状況及びその有効性を評価・検証しております。

4. 当該有価証券報告書に不実の記載がないと認識するに至った理由

- ① 経理等一般事務受託者から提出される会計帳簿及び資産運用会社の役職員から受領した本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該有価証券報告書が作成されていることを確認しております。
- ② 本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人から、財務諸表について金融商品取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明を受領しております。
- ③ 当該有価証券報告書作成にあたって、金融商品取引法、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の関係法令との適法性について、本投資法人の法律顧問である長島・大野・常松法律事務所の助言及び確認を経ております。
- ④ 資産運用会社から、投資法人の資産の運用状況、資産運用会社に対する委託業務に関する推進状況について、毎月、報告書を受領し、本投資法人の役員会において審議を行い、必要に応じて調査を実施する等、内部管理態勢等の状況及びその有効性について確認をしております。

以 上